

住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書(案)に対して寄せられた
御意見と旭川市の考え方

意見募集期間: 令和7年7月1日(火)～令和7年8月1日(金)

意見提出者: 個人2人(意見数2件)

※御意見については、原文どおりを基本としていますが、読みやすくするため一部修正、要約をしています。

受付番号	意見(概要)	寄せられた意見と市の考え方
1	庁内連携基盤の住民基本台帳ファイルの情報を利用する、又は住民基本台帳ファイルに記載する情報を取り扱う事務に係る庁内の各業務システムと既存住基システムとの住民異動情報等に付いての連携を行う。住民基本台帳ネットワークシステムの全国の市町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認が出来るシステムの事を言い、個人番号カードや住民基本台帳カードを利用した特例転入等の処理の際、本人確認情報の照会等を行う。窓口支援システムの来庁した住民の代わりに届出書作成の支援を行う機能を有し、来庁前申請機能や住民異動届作成機能、届出書検索機能、付随手続の必要書類作成機能を備える。住民基本台帳ファイルの住民基本台帳法に基付き住民に関する情報を記録するファイルだ。住民に関する事務の処理の基礎と成る物で有り、住民票の写しを始めとする証明書の発行等を行う。送付先情報ファイルの番号法に基付く個人番号通知書や交付申請書の作成等の事務をJ-lisに委任し、此の事務の為に必要な送付先情報を作成し提供する。中間サーバーでは、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録され、不適切な操作・連携を抑制する。	御意見の内容につきましては、概ね市(案)の内容と同様の内容であり、同意いただいたものと考えております。
2	証明書発行関連システムの既存住基システム及び戸籍・戸籍附票システムと証明書情報を連携し、マイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書を用了認証を行い、コンビニエンスストア等に設置のキオスク端末から住民票の写し(証明書)等の交付要求に応じ、証明書の自動交付を行う。個人番号カード交付・予約管理システムの住民からの発行申請を受け、地方公共団体情報システム機構(以下、「J-lis」と言う。)が発行し、旭川市へ送付されたマイナンバーカードに付いて、交付を行う迄における各種手続等管理を行う為のシステムの事を言う。本人確認情報ファイルの住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、全国共通の本人確認を行う為、住民基本台帳ファイルから抽出した本人確認を記録するファイルだ。情報提供ネットワークシステムとの接続の高度なセキュリティレベルを維持した行政専用回線を利用し、更に通信を適切に暗号化する等して安全性を確保する。従業者に対する教育・啓発の特定個人情報を取り扱う職員や住民基本台帳事務に新たに従事する職員等に対し、適宜セキュリティ研修を実施する。	御意見の内容につきましては、概ね市(案)の内容と同様の内容であり、同意いただいたものと考えております。